

令和6年度第1回北海道食の安全・安心委員会遺伝子組換え作物交雑等防止部会議事録

日時：令和6年7月29日（月）13：00～14：30

会場：北海道立道民活動センター かでる2・7 820 研修室

出席者：別紙のとおり

（小林補佐）

それでは時間になりましたので、ただいまより、令和6年度第1回北海道食の安全・安心委員会遺伝子組換え作物交雑等防止部会を開催いたします。開会にあたり、北海道農政部食の安全・みどりの農業推進監の山口から御挨拶を申し上げます。

（山口推進監）

それでは、北海道食の安全・安心委員会遺伝子組換え部会の開催にあたりまして、御挨拶をさせていただきます。本部会は北海道食の安全・安心条例に基づきまして、平成17年から設置されています食の安全・安心委員会の専門部会でございます。委員会から付託をされた事項について調査・審議をお願いしているところでございます。

直近では令和4年、一昨年前に行いましたGM条例の改正、その節は大変お世話になりありがとうございます。それ以来の開催というふうになります。

今年度は道がGM条例の施行状況等の点検・検証を行う年になっておりまして、本日、午前中開催の本委員会の中で、この調査審議については部会へ付託をするということが決定されたところでございます。道といたしましては、近年の遺伝子組換え技術を巡る情勢の変化や消費者の意識の変化等も踏まえた点検・検証としていきたいというふうに考えておりますので、本日は今後の進め方や、進めるにあたっての留意点などについて、委員の皆様から御意見を願いたいというふうに思います。

令和4年の改正の際も、現在のメンバーで御審議をいただきましたけれども、事務局の方、私当時局長でしたけど、それ以外メンバーが変わりまして部会の出席が初めてとなります。いろいろ委員の皆様に教えていただく場面もあろうかと思っております。御指導よろしく願いをいたします。

限られた時間ではありますけれども、本日は忌憚のない御意見御提案をお願い申し上げます。開会にあたっての挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

（小林補佐）

それでは、本日の出席状況ですが、愛甲委員が都合により欠席となっております。また、金澤委員、平田委員はwebでの出席となっております。

議事に入る前に配布資料の確認をお願いいたします。会場の方はお手元の配布資料の中に資料一覧というものがございます。そちらを参考に、御確認をお願いいたします。傍聴の

方々も含めて、不足等があれば事務局までお知らせください。なお、議事の円滑な進行のため、事前に意見を集めたところ、午前中に開催した委員会の池田委員から GM 条例に関し御意見をいただきましたので、資料番号がついていない資料、ホチキス止めした資料、右肩に別紙と書いてある資料ですけれども、そちらを配布させていただいております。そちらの 7 ページから 8 ページの資料 6 に関する部分、こちら午前中の委員会の資料ナンバーですので番号が違うのですが、資料 6 の部分が GM 条例に関する御意見となっております。また、御欠席の愛甲委員からは意見はない旨連絡がありましたので、御報告いたします。

それでは、議事に移りたいと思います。これからの議事進行につきましては、久保部会長にお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

(久保部会長)

久保でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。それでは議事に入ります。お手元の次第により進めて参りたいと思います。

まず、議事の北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等防止に関する条例の施行状況等の点検・検証についてですが、本件の審議は、午前中に開催された委員会本会から、専門部会である当 GM 部会に審議を付託された形でございます。本日は事務局から資料を説明後、点検・検証の進め方等について、御出席の委員の皆様から御意見をいただきたいと思っております。それでは、事務局から説明をお願いいたします。

(小谷課長)

農政部食品政策課の小谷でございます。私の方から説明させていただきます。皆さんお詳しいと思いますので、全部は説明はいたしません。

まず資料 2-1 をお手元にお願ひできますか。こちらが午前中の本委員会の方の諮問文になります。こちらに関しまして、午前中の本委員会でこの諮問の内容をこの専門部会に付託されましたので、委員の皆様方の御検討をよろしくお願ひしたいと思っております。GM 条例の施行状況等の点検・検証を進めるにあたってのアドバイスを専門部会の皆様方にお願ひすることとなりますので、ここでは GM 条例の成立の経過も含めて、この条例の内容と、今後予定しております点検・検証の流れについて説明をさせていただければと思います。

まず資料 3 をお手元にお願ひできますか。資料 3 を使って説明していきたいと思っております。まず 1 ページ目、お開きください。GM 条例の更に上位にあります北海道の食の安全・安心条例、こちらについてでございます。まずこの食の安全・安心条例の制定の経過からいきますけれども、BSE の発生や食品表示の偽装等によってですね、消費者の食品に対する信頼が大きく揺らいでいる中で、消費者の視点に立った、食の安全・安心の確保が重要な課題になっていた当時、食の安全・安心の確保に関する施策について基本理念、それから関係者の責務等の基本となる事項を定めて、道民の健康の保護と消費者に信頼される、安全で安心な

食品づくりを目指すため、平成17年3月にこの北海道食の安全・安心条例を制定し、同年4月に施行されたものでございます。条例のポイントであります。まず①の、わが国最大の食料生産地域として消費者重視の視点に立って、北海道らしい特色ある具体的な施策を盛り込んでいることをはじめ、⑤になります。全国ではじめて、遺伝子組換え作物の開放系での栽培による交雑・混入の防止に関する措置を盛り込んでいることでもあります。

次に、北海道食の安全・安心委員会でございますが、条例に基づきます知事の附属機関として北海道食の安全・安心委員会を設置し、食の安全・安心に関する重要事項の審議を実施することとし、専門部会として遺伝子組換え交雑等防止部会を設置してございます。

次に GM 条例制定の経緯でございます。次のページお願いします。○の一つ目でございますが、農業者や試験研究機関による遺伝子組換え作物の開放系での栽培等を契機として、消費者団体や農業者を中心に栽培中止を求める声が高まりました。そこで○の三つ目になりますが、遺伝子組換え作物の開放系での栽培等を規制することによって交雑や混入を防止し、生産上及び流通上の混乱を防止するとともに、遺伝子組換え作物の開発等にかかる産業活動と、一般作物に係る農業生産活動との調整を図るためのルールを定めたこの GM 条例ですね、これを平成17年3月に制定し、翌年の1月に施行となっております。で、右の図を見ていただきたいのですが、ここに条例の目的が3つ掲げられております。まず一つ目として交雑及び混入の防止や、生産上及び流通上の混乱の防止、二つ目として遺伝子組換え作物の開発等にかかる産業活動と一般作物による農業生産活動との調整、三つ目として道民の健康の保護及び本道の産業の振興となっております。

この GM 条例のポイント、左下の方になりますが、ポイントといたしましては、一つ目の○でございます。GM 条例の対象となるのは、カルタヘナ法に規定する遺伝子組換え生物等であって、作物、その他栽培される植物を対象とし、農業者等による一般栽培については知事の許可制、それから試験研究機関による試験栽培については届出制となっております。

次のページ3ページ目お願いいたします。こちら、第3の国内における遺伝子組換え作物の栽培についてということで、令和6年4月現在のカルタヘナ法に基づく第一種使用等が承認された遺伝子組換え作物の一覧になってございます。4月24日現在でトータルで202の作物、これが承認をされている状況になっております。この中でですね、現在商用で栽培されているのは、バラとファレノブシス、コショウランだけとなっております。また戻っていただきまして、2ページ目の○の2つ目、遺伝子組換え作物を栽培しようとする者には、周辺の農業者等への事前説明会の開催を義務付けるほか、栽培にあたっては交雑混入防止措置やモニタリング調査を義務付けるとともに、道職員の立入検査の権限や、無許可で栽培した場合等の罰則を規定してございます。

それから○の4つ目です。こちら2年前、ちょうど令和4年7月になりますけれども、委員の皆様方に御審議いただいた内容になります。カルタヘナ法の承認を得て遺伝子組換えの観賞用の花きが国内で販売されるようになったことに伴いまして、道ではGM条例の適用対象を、カルタヘナ法で承認された食用、飼料用及び隔離ほ場における栽培といたしまして、観賞用の花き等は対象外として、食の安全・安心を守るための条例であることを明確にする改正、これを2年前の7月に実施したところでございます。

次に右下の施行状況等の点検・検証についてであります。○の1つ目にありますが、過去に4度、点検・検証を行っていずれも道民意識調査や道民からの意見等を踏まえてGM条例の見直しは行ってございません。また、2つ目になります。令和元年度の検証時にはですね、GM条例が規制の対象とする遺伝子組換え作物は、カルタヘナ法第2条第2項に規定する遺伝子組換え生物等であって、作物、その他の栽培する植物であることから、ゲノム編集技術のうちSDN-1についてはGM条例の対象外であることを確認しております。それから○の3つ目です。GM条例に基づく知事への承認申請はこれまで一度も申請されたことはございません。

次に資料2-2の点検・検証の手順、こちらを説明させていただきます。まず一番上の四角い枠にあります7月29日第1回北海道食の安全・安心委員会のところですが、本日午前中に行った安全・安心委員会の中で、点検・検証の審議を遺伝子組換え作物交雑等防止部会に付託することになりましたので、この部会で今後の進め方等を審議していただき、今後行う道民からの意見聴取をして、真ん中ほどにあります①として意見交換会、それから道民意識調査、③としてパブリックコメント、この結果も踏まえまして第2回目、その下になります。第2回目の専門部会を経て、専門部会としての意見を提出していただき、2月、第3回の食の安全・安心委員会で最終意見を取りまとめ、年度内に点検・検証の結果を決定、公表する運びとなります。

次にですね、参考資料の1、これをお手元にお願ひできますか。施行状況等に関する点検・検証結果の令和2年の資料になります。こちら5年前の点検・検証を行った際の結果をまとめたものでございます。今回もこれに準じた形で整理して参りたいと考えておりますので、参考にしていただければと思います。

めくっていただいて別紙3、令和元年度道民意識調査の結果というところがありますので、参考にこちらを説明していきたいと思ひます。2019年度道民意識調査の結果をまとめたものでございますが、開いていただいて問1、問2として遺伝子組換え作物を使った加工食品の安全性についてどう思ひますか、それから問2 遺伝子組換え作物を栽培することに

よる自然や環境への影響についてどう思いますかという設問では、不安に思う、それからやや不安に思う、あわせて6割を超えています。

次に問3として、遺伝子組換え作物の試験研究についてはどう思われますかという問いですが、こちらは試験研究を推進すべきとする意見が8割近くを占めております。また問4、ちょっと細かい設問になりますが、どのような研究だったら推進すべきだと思いますかという設問については、田畑など屋外での栽培についての試験研究を推進すべきとか、作物の栽培における生産性の向上や省力化についての試験研究を推進すべきと回答した人はそれぞれ1割前後となっております。いわゆる屋外での推進はあまり賛同を得られていないというような状況になってございます。

次に問5としてここは、ゲノム編集技術を利用した農作物等の研究開発や食品の流通についてどう思うか聞いたものでございます。こちら、不安に思うとやや不安に思う、あわせて5割を超えておまして、遺伝子組換え作物に関して不安を持っているとの回答と比較するとまだ少ないんですけども、ただ、一方でわからないとの回答は2割で、遺伝子組換え作物と比べると多くなっているというふうになってございます。

次に5ページ目、ここは参考になりますが、問1と問2について、遺伝子組換え作物を使った加工食品の安全性についてと、それから、自然や環境への影響について聞いた設問についての年代別の回答であります。それぞれの実施年によらず、年代が上がるにしたがって、不安に思う人の割合も上がっている傾向にございます。これ、あくまでもトレンドではありますが、年代が上がるにしたがって不安に思う人の割合も上がるというような状況でございます。

資料について、私からの説明は以上なんですけど、今日の午前中の審議の中での意見を御紹介したいと思います。簡単に説明しますと、まず、意見が2つありまして、まず一つ目が2年前のこちらの部会での議論と同じような話だったのですが、観賞用のものは、2年前にこの条例からはずしますという話をしました。その時に、観賞用の花であっても、今、エディブルフラワーという区分けもあるんですね、実際にそれを食用にしてしまう人もいないんじゃないでしょうか、それは非常に心配ですよ、ということで、当時もですね、そういう議論がございまして、カルタヘナ法できちんと区分、分けられているのでそういうことはないと思います、ないです、そういう結論を得ましたという説明をしたんですけども、やはりまだ不安だという意見がございました。それから、それに関してなんですけれども、実際にそうやって自分が何らかの形で遺伝子組換え作物を観賞用として持っている人、直接の関係者だったらきちんと法律を守るかもしれないけれども、それを誰か人にあげてしまって、それを二次栽培をして誰かに人にあげてしまう、そうした時に、次貰った人はその辺が

良くわからずに、もしかしたら食べちゃうかもしれないし、ということも有り得るから、この北海道の条例では二次栽培というのを禁じるべき、そういう条例を入れるべきなんじゃないでしょうかという意見がございました。以上、午前中の意見があった2つを紹介いたしました。

それからもう1点ですね、参考事項なんですけれども、資料の1-1、お手元にお願いますか。3ページ目に交雑防止基準というところがありまして、イネであったら、それぞれ同種の栽培であったら300m以上離してくださいね、それから出穂期の差が2週間以上確保できるのであったら52m以上あればOKですよというこの基準のところなんですけれども、ここの300m、52mというのが、国の指針があってそれを2倍して、安全率2をかけて、それで北海道の条例の隔離すべき基準、隔離すべき距離として出しているものでございます。これを改めて確認しましたところ、国の指針が、当時これを作った時から改正になっていて、もともとのイネの52m、出穂期間2週間以上、差が確保できるのであれば52m以上あればいいということは、国の指針で26mになってたんですね。それを2かけて52m以上ということで条件を定めているんですが、国の指針に改正あって、それが30mという数字になっていることがわかりました。なので、ちょっとその時の状況と、もともと26mだったものをかける2で52mにしたという状況と、今、国の指針に改正があったというところで、それをどうするかというのは、また今後の検討になるかと思いますが、とりあえず今はそういう現状がわかったということをお話して、提供させていただきたいと思います。私からは以上です。

(久保部会長)

ありがとうございます。資料に加えて午前中の議論について御紹介いただきましたが、ただ今の説明につきまして、委員の皆様からの御意見・御質問等をお受けしたいと思います。一人ずつ御発言いただきたいと思いますので、名簿の順に、まずオンラインで御出席の金澤委員から御意見・御質問いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

(金澤委員)

金澤でございます。特にわからなかったという点はなかったのですが、本日どういことを私共が考えていくのかという点が、もう少し明確にさせていただけるとありがたいなと思いつながら聞いておりました。よろしく申し上げます。

(久保部会長)

私の理解だと、大きな目的が点検・検証の進め方という点で、あとは細かいところで専門的な見地からということだと思っておりますが、何か補足があればお願いします。

(小谷課長)

すみません、私も言うのが欠けてしまいました。恐縮です。具体的に今後、道が地域に入って意見交換をやったりとかそういうことをして、いろいろと意見を聞いていこうと思うのですけれど、その意見交換にあたって、こういう方々から意見を聞いた方がいいですという人選であったり、意見交換の内容であったりとか、そういうことをアドバイスいただければ。それから、先ほど御紹介した道民意識調査ということで調べたものがあるんですけども、これもなかなか簡単に項目を増やしたりはできないのですが、ただ、今後に向けてもこういうことを聞いたらどうですかとか、最近の遺伝子組換え作物をめぐるトピックスですか、我々、一般の方々と知り得ないような、専門の先生方でない知り得ないような新しい動きがあるとか、話とか、そういうことを幅広い観点でお話をいただければと思います。特に、今、これに限らず、幅広く、この遺伝子組換えを巡る情勢、どんなことでも構いませんので、私共、なかなか聞く機会がないものですから、幅広くお話をいただければというところが今日のところでございます。

(久保部会長)

ということですが、金澤委員よろしいですか。

(金澤委員)

承知しました。先ほど、これまでの意識調査の結果を御紹介いただきまして、道民の意識がどのように変わっていったのか、また、背景としてどういう変化があったのかということが、継続してモニタリングされるべきと思いました。したがって、基本的に、今までと同じ質問ならびに情報が提供されるべきだと考えます。それに加えて、ゲノム編集に関しては社会的に非常に大きい動きがございますので、その点を踏まえ、現在このような形で商業化が進んでいるという情報が提供されるのが妥当であろうという印象を持ちました。以上です。

(久保部会長)

ありがとうございました。非常に貴重な御意見と思います。

次に平田委員から御意見・御質問等いただきたいと思います。お願いします。

(平田委員)

私の方からは特に強い意見はなくて、質問もないのですが、去年、カルタヘナ法の制定でかなり見直した部分がありますので、そこから何か大きく状況が変わったかどうかというのはあまり思い浮かばないところです。ので、私の方からは今のところ意見はないということです。

(久保部会長)

ありがとうございます。今のそのカルタヘナ法の動き、それはどういったものでしたか？特に変わっていない？

(平田委員)

カルタヘナ法の関係では、ゲノム編集とかその辺りのことを、去年結構議論して、いろいろ状況を説明いただき、非常に私も知らない部分もあって、勉強させていただいたんですが、それから何か大きく状況が変わったかということはないので、特に新しい意見というのはない、ということです。

(久保部会長)

わかりました。ありがとうございます。では、続いて会場にて御出席の委員の皆様から御意見・御質問いただきたいと思います。まず船津委員からお願いいたします。

(船津委員)

特に大きく変えるところはないと思いますが、先ほど言われた、御説明あった野外について試験研究を推進すべきだとしている人が非常に少ないということで、もう一つは交雑防止の基準について、国の方向性が変わった、26m が 30m に変わったということに関して、これはもう1回、こちらの方でも検討していった方がいいかなという気がいたしました。それで、イネだけじゃなくて、大豆、てんさい、とうもろこし、なたねについてはどういう風になってきたかという情報についても、きちっと把握しておいた方がよろしいかなということが、先ほど御説明を聞いて感じた点でございます。

それから商用になった点についても、これも国で許可を出しているという情報についても確実に知っておくべきだということで感じております。私からは主要な点は以上です。

(久保部会長)

今の点ですけれども、数字の話は、26 が 30 になったというのはイネでしたけど、他の作物については動きはどうでしょうか。

(小谷課長)

すみません、この数字が変わったというのがわかったのがつい先日、昨日だったものから、正直、他の作物についてまだ確認が追いついておりませんので、これは次回までに整理をして、その資料を持って、また先生方に御相談に伺いたいと考えてございます。

(船津委員)

商用になった点も、もうちょっと、国が許可を出した点についても、確実に情報を入手していただいた方がいいかなと思います。その点含めてお願いいたします。

(小谷課長)

かしこまりました。

(久保部会長)

ありがとうございます。それでは、渡部委員、お願いいたします。

(渡部委員)

私もその数値が気になります。少し追加でお聞きしたいのですが、イネのところの300m以上というのは、いわゆる開花期が近くなってしまう場合の離れた距離という考えでいいのですよね。これもやはり2倍にして、国の指針の2倍ということで、他のやつも例えば、大豆とかてんさいとか、その辺も全て2倍を基準にこれまで考えてきたという、その辺も少し、現在の情報を仕入れて、変えるべきかどうか、2倍にならないで2倍弱でもいいのかどうか、あるいは2倍にすべきかどうかということが少し議論した方がいいかなというふうに思いました。

それから、さきほど金澤委員からもお話ありましたけど、アンケートというか、参考資料1の後ろから2枚目の、安全性についてどう思いますかということですけども、これを見ていると、年度によって傾向が決まっているわけじゃなくて、上がったたり下がったりしていると思います。そういうときに、前後で何か出来事があったのかどうかの解析はされているのかな、とちょっと疑問に感じたのですけれども、この、年が経つごとに不安に思うのが減っていくわけじゃなくて、上がったたり下がったりって、何かやはり出来事が起こっていて、なかなか意識というのは動きやすいのかなと思いました。その辺でちょっと情報があつたら教えていただければいいかなという気がいたしました。

(小谷課長)

そこですね、正直、裏付けといいますか、起こった事象等、リンクはまだ出来ておりませんので、確認はしたいと思います。先生のおっしゃる通り、やはり年度毎に動くということは、その時々状況によって皆さんの感じ方が変わるんだろうな ということなものですから、その時に何が起きていたかを確認することは重要だと思っておりますので、そこは次回までに整理をしておきたいと思っております。

(鈴木局長)

先生、どうもありがとうございます。今の御質問ですけども、資料3の一番最後のペー

ジに、食の安全・安心等に関する主な出来事というところに記載されているのですが、先ほど御紹介したのが、令和元年度の道民意識調査になります。これを見るとですね、令和元年度の前、平成31年に、先ほど先生たちからも御意見いただきましたゲノム編集が話題になっていた年でして、元年も、ゲノム編集技術を利用して得られた生物等の扱いについて、それぞれの関係省庁が手続きや取扱いを整理、公表した、この辺がゲノムの動きがあった年というふうに見られます。このように食の安全・安心の主な出来事、いろいろあるんですけども、やはり食を巡るいろんな事件とか出来事が起きる度に、それぞれその出来事に意見が引っ張られるような傾向があるかと思えます。すみません、補足でございます。

(久保部会長)

調査自体はまだこんなにたくさん、長くやっているという訳ではないので、やはり指摘あったとおり、継続してやっていくことが全体のトレンドを見るのに必要なというふうに思います。

最後に、私からですけれども、進め方として、今までどおりというか、前回と同じようにというか、その、規模を大きくしにくいというのは、これは何か理由というか、もう少しサンプル増やしてもいいのかなという気もしたのですが、いかがでしょうか。

(小谷課長)

道民意識調査自体が、うちのこの項目だけを聞くものではなくて、北海道庁全体の施策について聞くものなんですね。ですから、非常に内容は多岐に渡っておりまして、各部からの依頼があって一つの調査になっているものですから、なので、急に母数を増やしたりとか、聞く項目を増やしたりということが非常に出来にくい調査となっていることが原因であります。

(久保部会長)

膨大な質問の数があるということですね、わかりました。

あと、意見交換会ですが、今回、オンライン中心でやられるということでしたが、その辺の周知というか、どういうふうにごどこで、いつ、何時にごどこでやるか、という周知の仕方はどのようにやりますか？

(小谷課長)

まだ明確に決めてはいないのですが、今までは生産者であったり研究者ということなんで、地元の振興局を通じた、農協さんとか、普及センターを通じて、それから試験場を通じてということを選んでいましたものから、今回も同じようなことで人を選ぼうかなと今のところは思っております。もし何かアドバイスがあれば参考にさせていただきます。

ければと思います。

(久保部会長)

ありがとうございます。実際、今、ゲノム編集コショウランを札幌市内で売っているのを見かけるようになったということで、こういうのも目にすることになったことで何か意識が変わってたりということもあるのかなと思ったものですから、そういうことも考えてみました。ありがとうございます。

だいたい一巡しましたが何か発言、言い残したこと、追加の御意見があれば委員の皆様から伺いたいのですが、いかがでしょうか。

(金澤委員)

先ほど年代別などを含む年ごとの調査の結果を拝見しました。これは公開されるものでしょうか？

(小谷課長)

公開する形になります。

(金澤委員)

分かりました。実際、どのくらいの回答数があったかということも、一緒に公開されるべきではないかと思いましたがいかがでしょうか。と申しますのも、一見、数値に差があるように見えても、調査した数によっては統計学的な有意差がないという場合があると思いますので、実際どのくらいの数の回答があったのかということが、情報として大事であろうと思いました。調査した数がどのようになっているのか伺いたいです。

(小谷課長)

ありがとうございます。別紙の3の表紙に「調査の概要」というところがあって、ここに標本数が1500サンプルと書いてありまして、有効回収数が703人、48.8%という数値、こういう形で出しているんですね。実際にそれぞれの項目について回答がいくつあってというところまでは出していない、という状況になっております。

(金澤委員)

分かりました。ありがとうございます。

(久保部会長)

他、何かございますでしょうか。委員の皆様。よろしいですか。ありがとうございました。

では意見交換を終わりたいと思います。

それでは、これまで出た御意見を踏まえまして、事務局では条例の点検・検証の作業をお願いいたします。この他、事務局から何かございますでしょうか。

では、予定しておりました議題は終了となります。長時間にわたり、円滑な議事進行に御協力いただきありがとうございました。進行を事務局にお返しします。

(小林補佐)

久保部会長、ありがとうございました。

閉会にあたりまして農政部の山口推進監から御挨拶を申し上げます

(山口推進監)

委員のみなさん、本当に活発な御議論をいただきましてありがとうございます。

GM 条例の点検・検証にあたりまして本日いただいた意見、特に道民意識調査のモニタリングについての継続性の重要性、そしてその分析の仕方ですね、その辺についての御意見であったり、また、交雑防止基準についての作物毎の情報把握、そしてその提供、更にその考え方について議論すべきという御意見等、貴重な御意見をいただきましてありがとうございます。久保部会長をはじめ、委員の皆様にご感謝をいたしますとともに、またこれからもよろしくお願ひしたいなというふうに思います。私共、道といたしましては、このいただいた御意見、御提言を踏まえまして、次は冬になるかと思えますけれど、第2回のGM部会に向けまして、地域での意見交換会の開催やパブリックコメント等を通じて道民の皆様の御意見を伺いながら、点検・検証を進めて参りたいと考えております。本日、本当にお忙しい中、時間を割いていただき、御出席、そして web での御参加、本当にありがとうございます。今後とも御支援、御協力賜りますように重ねてお願ひを申し上げて、閉会にあたっての挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

(事務局)

以上をもちまして、本日の部会を閉会させていただきます。なお、本日の資料は近日中に北海道のホームページに掲載し、委員の皆様に掲載先の URL をお知らせする予定としております。会場の皆様は、お手元の資料で使用されないものがございましたら、机の上に置いたまま御退席いただいて構いませんので、申し添えます。皆様、お疲れさまでした。